

ウチの土器 ヨソの土器

—古代印旛の須恵器と流通—

はじめに

現在、私たちが暮す日本という国家は、今から**1,300年ほど前に成立**したと考えられています。

聖徳太子の死後、蘇我氏による専横政治や大化の改新・壬申の乱を経て、天皇を中心とする中央集権的国家を形成してきた日本では、天武・持統朝以後の7~8世紀にかけて、**令や律**という決まりごとによって支配を制度化した、**律令体制**が確立し、全国が**五畿**（畿内）**七道**（東山道、東海道、北陸道、山陰道、山陽道、南海道、西海道）に区分されました。そして、各地に**駅家**（うまや）が置かれ、畿内と地方を結ぶ幹線道路や、全国的な駅伝路が整備されました。「全ての道はローマに通ず」という言葉があるように、中央に権力を集中させる国家体制には地方と緊密に連絡する道路が必要だったからです。

こうして整備された道を通って、東海道下総国にある古代の**印旛地域（ウチ）**にも、**さまざまな地域（ヨソ）**から、さまざまなモノがもたらされました。今回の企画展では、遠く都から運ばれた珍しいモノとともに、印旛周辺の地域からやってきた**奈良・平安時代の須恵器**に注目し、**ウチの土器とヨソの土器**を見くらべてみることにしました。

I. 西からきた遺物

西からきた遺物には、**皇朝十二銭**、**三彩陶器**、**緑釉陶器**、**畿内産土師器**、**刷毛目甕**などがあり、当時の印旛地域と畿内地域との間に活発な流通・交流が行われていたことがわかります。

皇朝十二銭は8~10世紀に造られた、**和同開珎**から乾元大寶にいたる12種類の貨幣の総称で、千葉県内では官衙（かんが）・寺院・集落など様々な遺跡から出土しています。その出土状況には、鎮壇具や葬送儀礼に用いられた例が確認されていることから、東国ではその多くが貨幣としてよりも祭祀に使用されていたと考えられます。

三彩（二彩）陶器や緑釉陶器は、鉛を主成分とした釉薬を施した陶器で、7世紀にもたらされた新しい技術で作られた陶器として珍重されていました。三彩陶器には、大陸からもたらされた**唐三彩**と、その技術を取り入れて日本で作られた**奈良三彩**があり、栄町向台遺跡出土の枕片は県内唯一の唐三彩です。奈良三彩は県内で50点程出土しており、小壺や托（たく）などの仏具が多く見られます。緑釉陶器には皿・碗が多く、畿内・東海などで作られていました。東国にもたらされた緑釉陶器の多くは東海産で、畿内産は少なかったようです。

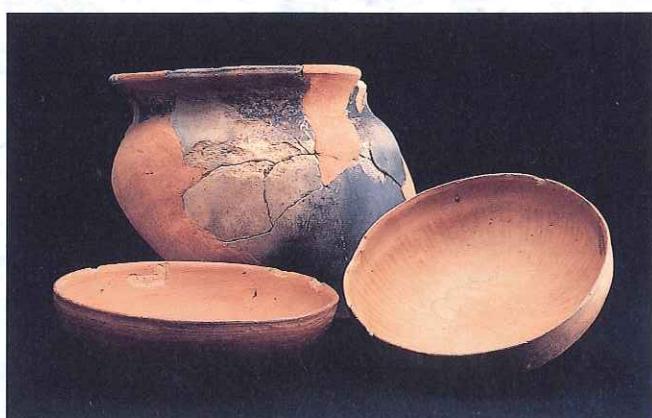
畿内産土師器は畿内で製作・使用されていた土師器で、内面に**暗文**（放射状・らせん状のヘラミガキ）を施すことや緻密な粘土を使用しているという特徴があります。印旛地域では7~8世紀にかけて出土しており、壺・高壺・蓋・皿などの器種が見られます。刷毛目甕も伊勢・美濃・近江などの畿内周辺で作られたと考えられる土師器で、6~8世紀にかけて出土しています。白っぽい甕で、器の表面を刷毛状工具でなでていることが特徴です。



皇朝十二銭



三彩陶器（右）・緑釉陶器（左）



畿内産土師器・刷毛目甕

II. 印旛にもたらされた須恵器

5世紀代に朝鮮半島から伝わった須恵器製作技術は、その後各地に広まりました。印旛地域を含む下総国の須恵器生産の開始は奈良時代（8世紀）の後半以降であり、大規模な窯業遺跡もいまだ発見されていません。そのため流通する他の製品で需要をまかなっていたと考えられ、集落からは様々な地域で生産された須恵器が出土します。その製作技法や胎土等の特徴から、静岡県や愛知県などの東海地方、武藏国（埼玉県及び東京都）、常陸国（茨城県）、また同じ房総半島の上総国を出自とする製品が搬入されたことが判明しています。製品は古代東海道などの陸路や海路、河川などによって運搬されたのでしょうか。

8世紀後半から本格的に生産される下総国の須恵器製作技術には、隣国の常陸国南部の大きな影響がみられ、器形や製作技法などに表れており、東海地方や武藏国、上総国の製作技法とは相違が見られます。このような技術の系譜の違いから、工人の派遣や生産体制のあり方がある問題とされています。



東海地方の須恵器

印旛地域には7～8世紀初めまで多くの製品が搬入されており、静岡県湖西（こさい）窯や愛知県猿投（さなげ）窯が特に有名です。生産される器種も豊富で、当地域では瓶類の出土が多く見られます。

製品の胎土には混入物が少なく、青灰色を呈する精緻なもののが多く見られます。



武藏国の須恵器

大規模な窯跡群が複数存在しますが、印旛地域周辺においては僅かに搬入されている程度です。

なかでも埼玉県北部に位置する南比企（みなみひき）窯の製品の胎土には白色針状物が多く含まれており、比較的見分けやすい資料です。



常陸国の須恵器

大規模な窯業遺跡としては、新治（にいはり）窯や木葉下（あばつけ）窯、堀ノ内窯等があります。奈良時代から平安時代にかけて常陸国南部に所在する新治窯産の製品が印旛地域の集落で大量に出土しますが、このことは印旛沼や利根川、霞ヶ浦を含む内海であった香取海（かとりのうみ）を介した商品の流通をうかがわせ、自国の須恵器窯を持たない当地域の需要を満たしていました。なお、新治窯の製品の胎土には白雲母が含まれるという特徴があります。



上総国の須恵器（永田・不入窯）

永田・不入（ながた・ふにゅう）窯跡は市原市に所在し、20基以上の窯跡が見つかっています。操業期間は8世紀第2四半期から9世紀初頭ですが、生産を始めた頃の製品は上総国府周辺でしか出土していないため、国府用の土器を生産していました。須恵器の製作技法をみると、東海地方の系譜が考えられる永田・不入窯と常陸国南部の2つの異なる技法をもつ製品があり、遺跡に土師器窯も存在することや瓦も焼成しているなど、様々な工人が集められていた可能性があります。器面に火ダスキ痕が明瞭に残るものがあります。



上総国の須恵器（南河原坂窯）

千葉市土気地区に所在する南河原坂窯跡群では20基の窯や粘土採掘坑、工人集落などが見つかっており、8世紀第3四半期から9世紀第2四半期にかけて一大生産地を形成していました。須恵器の製作技法をみると、東海地方の系譜が考えられる永田・不入窯と常陸国南部の2つの異なる技法をもつ製品があり、遺跡に土師器窯も存在することや瓦も焼成しているなど、様々な工人が集められていた可能性があります。

III. 下総国の須恵器

8世紀中頃に須恵器生産が始まる上総国に対し、下総国では8世紀後半に須恵器生産が開始されます。それまでは、主に地理的に近い常陸国南部の新治窯や東海地方で製作された須恵器が搬入されていました。

下総国の須恵器生産は、8世紀後半から9世紀中頃まで操業が続きます。生産された須恵器は、国府や郡衙などの官衙より、むしろ集落遺跡から多く出土しています。

器種は、供膳具の壺とともに、貯蔵や煮沸用の甕、瓶（こしき）が多く認められることから、庶民の需要に応じたものと思われます。

器形や製作技法には、他地域、とくに常陸国南部の影響を強く受けしており、壺底部の切り離し方にヘラ切りの技法が多用されています。

各窯と操業時期

下総国には現在のところ5か所の窯跡が確認されています。八日市場市八辺（やっぺ）窯跡は、8世紀第3四半期から須恵器の生産が始まられており、もっとも古い窯跡と考えられています。続く8世紀第4四半期になると富里市吉川（きっかわ）窯跡、8世紀末～9世紀第2四半期の期間で千葉市中原窯跡、佐倉市内田端山越（うちだはやまこし）窯跡、9世紀第2四半期～第3四半期の期間で千葉市宇津志野（うつしの）窯跡が須恵器生産を行っていました。

胎土の特徴

●中原窯・宇津志野窯・内田端山越窯（鹿島川流域）

白色鉱物の細粒を多量に含み、黒褐色や赤褐色のスコリア粒も混入し、白色針状物質をわずかに含むものもあります。また、砂粒の混入が多く、器面がざらついています。色調は赤褐色、灰褐色のものが多く、黒褐色のものもあります。焼成は全体に堅緻です。

●吉川窯（高崎川流域）

白色鉱物の細粒を含み、赤褐色スコリアが混入するものが多く認められます。砂粒の混入が多いため、器面がざらついています。色調は灰褐色、赤褐色、橙褐色、黒褐色などであり、焼成は比較的堅緻です。

壺の製作技法

●八辺窯（図-1）

資料は少ないですが、底部ヘラ切り後、体部下端及び底部に回転ヘラケズリを施します。

●吉川窯（図-2）

底部はすべてヘラ切りで、体部下端及び底部に回転ヘラケズリを施すものが主体となります。

●中原窯（図-3）

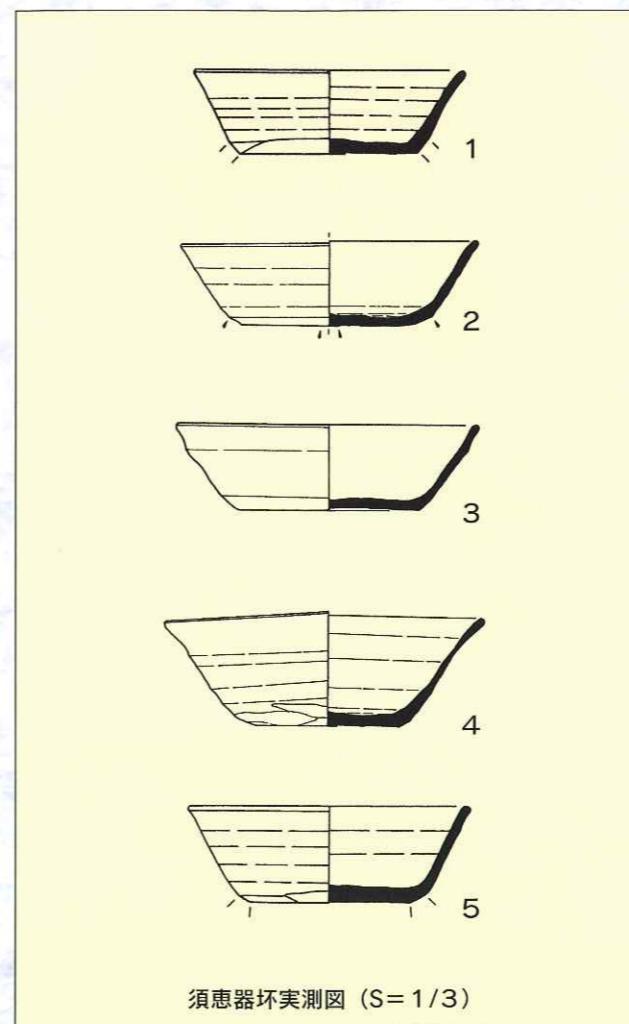
底部を回転ヘラ切り後、体部下端及び底部は手持ちヘラケズリ・回転ヘラケズリの両技法が認められます。回転ヘラケズリのほうが多く認められます。

●宇津志野窯（図-4）

底部をヘラ切り後、体部下端及び底部は手持ちヘラケズリ・回転ヘラケズリの両技法が認められます。中原窯と異なり手持ちヘラケズリが主体的になります。

●内田端山越窯（図-5）

底部をヘラ切り後、底部に手持ちヘラケズリを施すものがほとんどです。おほかには、底部周辺手持ちヘラケズリを主体に体部下端手持ちヘラケズリの併用後、体部下端手持ちヘラケズリ主体へと推移するものと考えられます。



須恵器壺実測図 (S=1/3)

IV. 内田端山越遺跡と生産するムラ

1. 内田端山越遺跡・窯跡の概要

内田端山越遺跡・窯跡は、佐倉市南部の弥富地区に所在し、鹿島川中流東岸の標高34~40mの台地上および斜面部に立地しています。ゴルフ場建設とともに調査の結果、旧石器時代から中・近世にかけての遺構・遺物が発見されました。主体となるのは奈良・平安時代、とくに8世紀後半から9世紀にかけての集落跡であり、遺跡南東部では同時期の須恵器生産に関する遺構が発見されています。本遺跡では、須恵器の生産とともにその工人達が営んだ集落の様相が理解できます。また、須恵器生産開始以前に他地域からもたらされた須恵器と本窯跡で生産された須恵器が明瞭に分かれています。出土する傾向にあることから、須恵器生産にいたる過程を考えていく上でも興味深い遺跡といえます。

*本遺跡は整理途中であるため、本展示で示す事柄は本報告で変更される可能性があることを予め述べておきます。



内田端山越遺跡全景

2. 須恵器の生産について

本遺跡では、遺跡の南東部で須恵器の生産に関わる一連の遺構が発見され、8世紀の終わりから9世紀の半ばにかけて須恵器の生産が行われていたことがわかりました。須恵器生産に関わる遺構は、原料となる粘土を採掘するための粘土探掘坑、粘土を整形して器の形をつくる工房跡、整形した器を焼成する須恵器窯跡で、これらが近接した位置で発見されました。遺構の重複や遺物との関係から、発見されたすべての遺構が同時期に営まれていたとは考えられませんが、須恵器生産の一連の工程が認められます。

●粘土探掘坑

2・3号窯跡付近の標高35~37mの斜面部で発見されました。第1地点で発見された粘土探掘坑は、北側が幅5mほどと狭く、斜面下側に向かって最大幅18mと大きく広がっています。地表面を3.5mほど掘り込み、白色の粘土を探掘していたと考えられます。



●工房跡

標高37m付近の緩斜面で発見されました。口クロを据え付けた穴や粘土が貼り付けられた土坑などの施設が確認され、床面の一部に粘土が広がっていることから須恵器の成形・調整が行われていたことがわかります。また、新旧2つのカマドが認められ、新しいカマドは非常に良く使い込まれた様子がうかがえます。覆土からは、窯跡で焼かれた須恵器が多量に廃棄された状態で見つかりました。



粘土探掘坑北側部分全景および土層断面

●須恵器窯跡

標高34~36mの南側斜面部で3基発見されました。1・2号窯は半地下式の窯跡で、天井部は褐色の砂質土で構築したと考えられています。窯床の被熱部は1~2枚しか確認されないことから、各窯跡における焼成回数は少なかったと考えられます。2号窯跡の上側の窯床面には甕の破片が並べられたように出土しています。また、伏せた甕をピラミッド状に重ねて焼成した痕跡が認められるものも存在します。これは鹿島川流域の窯跡で見られる焼成方法であり、生産された須恵器とともに焼成方法にも鹿島川流域との共通性が認められます。

3基の窯体および灰原からは甕、甕を中心に、高台付甕・蓋・瓶・鉢・片口鉢・甕・香炉・紡錘車・陶鍾など各種の遺物が見つかっています。生産された須恵器は還元が不十分であるため色調が多様であり、一見すると須恵器とは言い難いものが多くあります。



3号窯跡遺物出土状況

甕は、底部の切り離しおよび調整方法の大部分が底部へラ切り後手持ちヘラケズリですが、手持ちヘラケズリの方向の違いや口底径比の相異から、周辺域の窯跡と比較して、3基の窯跡には以下のよう操業の時期差があると考えられています。

1・2号窯跡……8世紀第4四半期～9世紀前半

3号窯跡………9世紀第2四半期

また、2・3号窯からは瓦も見つかっており、瓦陶兼用の窯跡であったと考えられます。丸瓦については製作技法や焼成の相異などから3種類の瓦が焼かれていたことが確認されています。一方、18H-A地区的掘立柱建物跡の柱穴からは窯跡で確認されない種類の瓦が見つかっており、本遺跡において未検出の窯跡が存在する可能性をうかがわせます。

3. 奈良・平安時代の集落について

本遺跡では、古墳時代後期（7世紀）以降に集落が断絶し、その後8世紀後半から9世紀にかけて再び集落が営まれるようにになります。集落内の遺構は重複が少なく、その出土遺物（とくに甕の様相）から大きく3分される傾向が認められます。

①胎土に雲母、長石を多く含む新治産の須恵器が主体的に出土する遺構。

②口底径比が小さい、いわゆる箱形を呈し、回転ヘラケズリを主体とした丁寧な調整が施され、火ダスキの痕跡が認められる須恵器が主体的に出土する遺構。糸切り痕が残るものも一部存在します。

③本遺跡で生産された須恵器が主体的に出土する遺構。

①・②は本遺跡で須恵器生産が行われる以前に他地域からもたらされた須恵器と考えられます。①は常陸国から搬入されたもので、②は、おそらく上総国からもたらされたものでしょう。このように本遺跡では、常陸・上総両国の影響を受けながら、須恵器の生産が行われるようになったと思われます。

また、仏教に関わる遺構・遺物が多く発見されていることも本遺跡の特徴の1つと言えます。これは、8世紀半ば以降、新たに集落が営まれるに当たって、人々の結びつきを強める手段として仏教が採用され、そのような集落において須恵器の生産も展開されたものとも考えられます。クラブハウス地点からは寺と刻印された須恵器の甕が数点出土していますが、同様の刻印がなされた須恵器片が1号窯からも出土しています。



工房跡全景

4H-A

4H-B

3H

2H-B

2H-A

18H-A

17H

18H-B

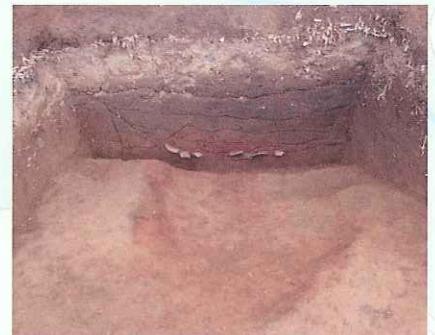
第2地点

クラブハウス

1号窯跡

2号窯跡

3号窯跡



3号窯跡土層断面

*赤塗りは奈良・平安時代の住居跡

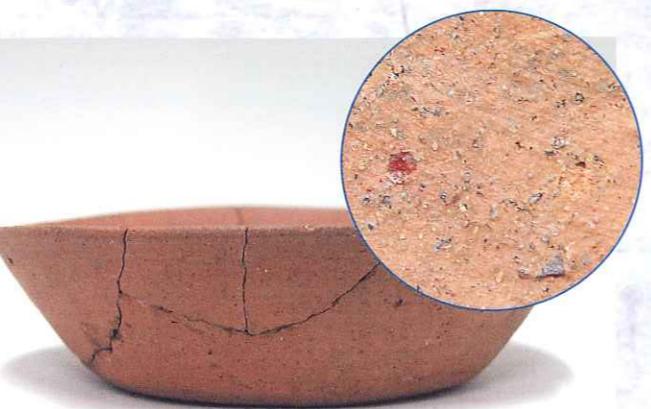
500m

内田端山越遺跡全体図

八辺窯



吉川窯



中原窯



宇津志野窯



内田端山越窯



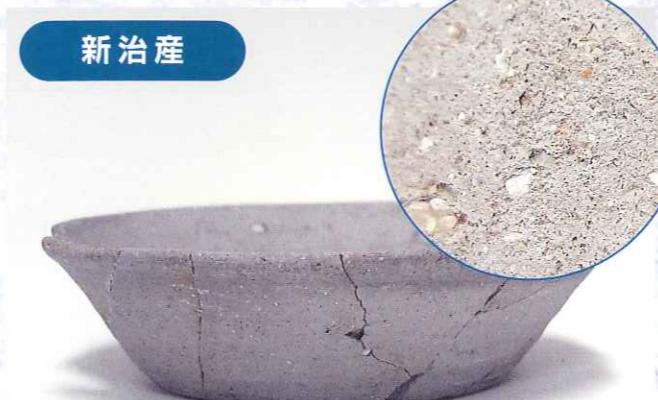
東海産



南比企産



新治産



永田・不入窯



南河原坂窯



畿内産土師器



おわりに

このように、古代の印旛地域には、畿内及びその周辺国や東海地方の土器や貨幣、当時の都を経由したと考えられる唐の三彩陶器が東海道を通ってやってきました。そして下総の周辺国である武藏国、常陸国、上総国等からは、**日常雑器としての須恵器**が大量に入ってきたしました。もちろん、より古い時期にも他地域との交易は行われていましたが、それまでにないほど大量的の物資の流通を可能にしたのは、**日本**という律令国家の管理のもとに、全国的に整備された幹線道路・駅伝路が確立したためともいえましょう。

それでは、逆に印旛から都へもたらされたモノはなんだったのでしょうか。

それは、なにも印旛の特産品ばかりではありませんでした。

天皇を中心とする中央集権的国家は、国家の所有物である公民に国家の所有物である班田を貸し与えて耕作させる、**公地公民制**をとりました。同時に、公民には租・調という税を課し、庸・雜役という労働力の徴発や、税を運搬する任務も負わせました。また、7世紀中頃に唐や新羅との関係が悪化した時から、その防衛のために**防人**として人々を筑紫国（北九州）へ駆り出していました。モノの流通を便利にした幹線道路は、都を防衛するための兵士を運ぶ、軍用道路でもあったのです。万葉集に、たった一つ、印旛出身者の歌が載っています。それは、防人の歌でした。

潮船の舳越そ 白波にはしくも 負ふせ賜ほか 思はへなくに 印波郡丈部直大麿（はせつかべのあたいおおまろ）

【意味】突然潮舟のへさきを越えていく白波みたいに、急に命令されるんだもんな。思ってもみなかつたよなあ。

この歌のとおり、防人や税の運搬は人々の生活に重くのしかかっていました。こうした政策は、徐々に人々を疲弊させ、故郷を捨てて流浪する人々が続出したため、班田の生産力は低下の一途を辿りました。そして、743年（奈良時代中頃）、遂に、公民に土地の所有を認める**墾田永年私財法**が出され、公地公民制は崩壊します。

その後、8世紀後半になると、下総国に新しい風が吹き始めました。開墾した土地が自分たちのものになる墾田永年私財法を受けて、続々と**新しい村が開拓**されていったのです。**内田端山越遺跡**もそのような村の一つでした。やがて、下総国や印旛地域で、そして内田端山越遺跡で須恵器生産が開始されます。

公地公民制が有名無実になり、厳しい律令国家が崩壊し始めたその時、人々は新しい村を開拓して自分たちの土地を切り開いただけでなく、自分たちの須恵器をも生産して、この印旛に根を下ろしていったのです。

